

**5分で読める
ちょっと役に立つ
保険知識**

平成23年11月

地震保険で生活建て直し①

大規模地震が起こると、マイホームが倒壊したり、ライフラインが壊滅したりして日常生活を営むことができなくなります。でも、マイホームが倒壊した方は仮設住宅に住めるし、ライフラインもいずれ回復します。



大地震後の一番の問題は、失業です。地域のお店や企業も倒壊するので職場がなくなり失業者が増えます。兵庫県震災復興研究センターが阪神・淡路大震災後の失業者数を調べたら地震発生後の1996年3月に79,000人でした。失業すると収入がなくなるから生活の建て直しは遅々として進みません。そういう中で、地震保険金を受け取った方がその保険金を生活費の一部に使えたという話を聞いて、地震保険が生活の建て直し資金にもなるのだと思いました。

地震保険で生活建て直し②

東日本大震災など大規模震災などの場合には被災者が生活を建て直すための貸付制度が施行されます。この制度を利用して被災者はお金を借ります。例えば、災害直後、銀行からお金を引き出せなかったので家計費を緊急に賄うために20万円限度の貸付があります。阪神・淡路大震災の場合に、この制度を利用した被災者はたくさんいました。これ以外にも生活立て直しの貸付制度がありましたが、2007年に神戸新聞の掲載された記事で貸付額のうち返済されたのは54.6%で、滞納額はなんと46億9,000万円だと報じられていました。当面の生活費を借りたはいいけど返済ができないケースがあったのです。こんなことにならないように自前の緊急生活資金として地震保険があるのかもしれないですね。

地震保険料で所得税節税

平成19年4月から損害保険料控除の内容が変わったのを知っていますか？ 以前は契約期間1年以内の火災・傷害保険の保険料が控除の対象になっていましたが、それが廃止されて、地震保険料だけが控除対象になりました。



控除額は地震保険料が5万円以下は保険料支払額、5万円超は5万円になります。地震保険は単独では契約できません。火災保険に地震保険を付保して契約が成立します。それに、地震保険は火災保険の満期時にしか付保できないことはなく、途中で付保できます。例えば、12月に火災保険に地震保険を途中付保すればその年に保険料控除ができます。ちょっとした節税対策にも利用できますね。

終身保険で葬儀料金を払える？

葬儀料金って死者の人間関係や社会的地位によってピンキリだといえます。ある女性が90歳に老衰で亡くなったのですが、80歳から痴呆だったので人間関係や社会生活もなくなっていたから簡素な葬儀だったそうです。

東京都の区民葬で火葬＋懐石料理(10人分)の40万円位で済ませたそうです。全国平均の葬儀料は約199.9万円に比べて少ないのにびっくりしました。平均葬儀料を貯蓄で用意しておくのは大変ですよ。生命保険で葬儀代ぐらいはまかなえるようにしたいものですが、葬儀代に備えられる終身保険の保険金額が葬儀料に満たない方が意外に多いです。お客様の終身保険は大丈夫ですか？

葬儀料は財団法人日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」平成22年より

天国から生活費が振り込まれる収入保障型

死亡保険金が3,000万円と多額で、一括で遺族が受け取ると、日頃、そんな金額を持ったことがないので、本来、生活費として預金し、毎月、銀行で引き出して使うべきなのに、それ以外に使う遺族がいるのに驚きました。



その遺族は、パチンコ、飲食代に保険金を使ってしまったのです。その話を聞いて以来、生命保険金は、年金形式で貰える収入保障型にすればこのような浪費を防げるかもしれません。年金形式で受け取るようにすれば、亡くなられた方が天国から毎年遺族に生活資金を送金する形になるので、亡くなられた方に感謝する気持ちを忘れないでしょう。お客様の生命保険は収入保障型になっていますか？

三大疾病保険の保険料免除

所定の三大特定疾病——悪性新生物(がん)や急性心筋梗塞、脳卒中などで所定の障害状態や要介護状態になると治療費負担がおおくなります。家計が赤字になるかもしれません。



特に、これらの疾病は、高齢になって起こるので、年金生活者に多くなる傾向がありますよね。脳卒中で寝たきりになっているご主人がいて介護費用を年金から負担すればより生活が厳しくなります。三大特定疾病保険は悪性新生物(がん)や急性心筋梗塞、脳卒中になると保険料を免除される特約がありますので、少しは家計を助けます。そういう特約があったのを知っていましたか？

公的年金で老後生活できるかな？

男の平均寿命は79歳。定年退職60歳だと、19年の老後生活費が必要になります。生命保険文化センター『生活保障に関する調査』（平成22年）によると老後の最低日常生活費の平均額は約22万円。

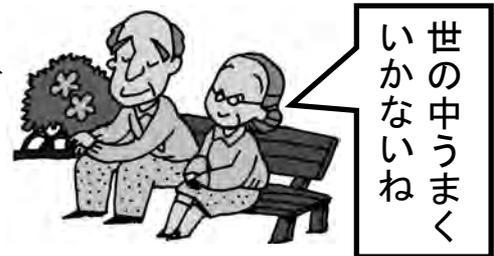


厚生年金の老齢給付の平均額は社会保険庁『制度別受給者平均年金月額』（平成23年6月）によると約15万円だからデータによると毎月7万円不足することになります。年間にすると約82万円。平均寿命までの総不足額は82万円×19年＝1,558万円になります。この不足額をカバーできる資金をどう用意したらよいのでしょうか？

結局、公的年金以外の個人年金等で資金を用意しなければなりません。お客様はもう準備していますか？

公的年金＋失業保険ってあり？

60歳以後も働いて公的年金を受給しようとしても、年金月額と給料の合計が28万円以上になると年金額は減額されたり、支給停止になったりします。



働きながら公的年金を満額受給したければ28万円から年金月額を引いた給料にしなければならないわけです。

それならと、定年退職して、失業手当と公的年金を両方受給しようとしてもできません。失業手当を受給すると公的年金を受給できません。世の中うまくいきませんね。28万円以上の老後生活費を捻出するなら個人年金などで上乘せする方法しかないというのが現状です。準備はしていますか？

個人年金。年金で受取るか一括で受取るか

受給開始年齢60歳の個人年金を受給するときに、個人年金の利率と預金の利率と比べて、預金利率が高いなら個人年金を解約し、一括で受給しその資金を預金しましょう。その場合は一時所得で一度の課税ですみます。そして、老後資金として毎年、預金を下ろしましょう。



その方が得になるかもしれません。なぜなら、個人年金は、年金形式で受給すると毎年雑所得になり、他の所得と合算して所得税を払わなければなりません。長い期間個人年金で貯めてきた資金を老後資金として使うのですから、その資金を上手に活用したいものです。このような例を含めて老後資金づくりの対策を立てていますか？

介護費用。限度額を超えたら自己負担

高齢になるとなんで認知症になったりするかと医者に聞いたところ、脳は高齢になるとだんだん縮小していくんですって。その結果、脳と頭蓋骨の間に隙間ができて、そこに水や血液が溜まって脳を圧迫し、身体がうまく利かなくなったり言語が不明瞭になったりするそうです。



そういうことになれば介護認定してもらいサービスを受けるのですが、そのサービス費も限度額があって、例えば在宅サービスで要介護2の場合は194,800円を超えるとその部分の金額は自己負担になるのです。その費用をどう捻出するかそれを準備することが介護を安心して受ける条件になります。準備していますか？

介護サービスを受けるまでの手続きとは

介護保険を利用できるようになるには、認定を受けなければなりません。介護認定を受けるには市区町村に行って、書類に記入し申請します。そうすると認定業者が来て、聞き取り調査されます。

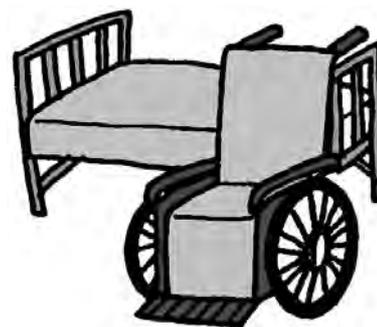


また、日頃、通院しているお医者さんに主治医になってもらわなければなりません。そんなわけでお医者さんとコミュニケーションをしておくことがスムーズに認定してもらおうポイントになります。認定を受けたらどんな介護サービスを受けるかを介護専門員がメニューを組んでくれるのでそのメニューに従ってサービスを受給し、自己負担分を支払うこととなります。

これが介護保険を利用する流れになります。

スポーツ事故で寝たきり介護保険は利用できず

介護保険のサービスを受給できる年齢は40歳以上の方です。その中で、40歳以上65歳未満の方は初老期認知症、脳血管障害等の老化に起因する疾病による場合に受給できるのです。



交通事故やスポーツなどの外傷性が起因の事故で寝たきり状態になった場合には介護保険の対象になりません。交通事故やスポーツなどで寝たきり状態になった場合はその費用は全額自己負担になってしまうのです。介護保険で受給できないとなると自分でカバーしなければならなくなるわけですから、民間保険でカバーする方法をとらなければなりませんね。お客様は準備しておりますか？

保険証券。整理していますか？

お客様のご家庭に伺うと、保険証券を開封しないでそのまま引き出しにしまっていたり、輪ゴムで綴じていたりしている方が多いです。その証券もすでに満期が切れている証券があったりしているのです。事故があったときにどの証券かを探すのに手間がかかったりします。



火災保険は契約していたけど地震保険を契約していなかったのに地震被害に対しほんの少ししか保険金を受け取れず困った方がいらっしゃいました。自分では地震保険を契約しているつもりだったのにと後悔された方もいました。保険証券はどんな事故でいくらの保険金がでるかをわかるようにきちんと整理しておきましょう。お客様はきちんと整理していますか？

補償内容はパンフレットと一緒に綴じましょう

阪神・淡路大震災で火災保険を契約していたら地震でも保険金がでると思っていた方がいました。地震保険は火災保険と別の契約をしなければならぬことを知らなかったのです。保険会社が説明していなかったということで裁判になったケースもありました。

火災保険では火災保険金額の5%しか保険金額を受け取れないのです。例えば、火災保険金額1,000万円なら50万円しか受け取れません。これでは、住宅なら再築の頭金にもなりませんし、家財を購入するにしても日常生活を営むこともできません。補償内容を説明されたらパンフレットと証券と一緒に綴じておきましょう。それが安心を買うことになりますね。